

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市の物品調達等について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年11月22日

黒部市長 堀 内 康 男

1 随意契約する事項

(1) 調達物品及び数量

ティッシュ2,400個

(2) 調達物品の規格等

啓発用スローガンを記したシールを貼付したティッシュ（鼻セレブ）

(3) 納入期限

平成29年12月3日

(4) 発注課及び納入場所

発注課 福祉課

納入場所 黒部市役所

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定する就労継続支援B型を行う施設であって、本市指定の仕様を満たすことが可能なこと。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年11月24日

(2) 提出先

市民生活部福祉課